

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月26日
【会社名】	株式会社リンクアンドモチベーション
【英訳名】	Link and Motivation Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小笹 芳央
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座三丁目7番3号 銀座オーミビル
【電話番号】	03-3538-8671（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 グループデザイン本部担当 大野 俊一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目7番3号 銀座オーミビル
【電話番号】	03-3538-8558
【事務連絡者氏名】	取締役 グループデザイン本部担当 大野 俊一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 332,010,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成26年5月19日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年5月26日（月）開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成26年5月26日（月）開催の取締役会において、当社普通株式3,000,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式11,088,000株の自己株式の処分に係る一般募集（以下、「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
- 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）であります。
- 大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。
- また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年6月23日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- 大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。
- したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,100,000株	332,010,000	166,005,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	2,100,000株	332,010,000	166,005,000

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	2,100,000株
払込金額の総額	332,010,000円
割当が行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり

- 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成26年5月19日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成26年6月25日(水)	該当事項なし	平成26年6月26日(木)

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成26年6月3日(火)から平成26年6月6日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
  - 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については失権となります。
  - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リンクアンドモチベーション 本店	東京都中央区銀座三丁目7番3号 銀座オーミビル

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 銀座通支店	東京都中央区銀座五丁目8番15号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
332,010,000	2,000,000	330,010,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年5月19日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限330,010,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額2,215,312,800円と合わせた手取概算額合計上限2,545,322,800円について、全額を平成26年9月末までに株式会社インタラック及びその子会社4社の買収に係る短期借入金50億円の返済資金の一部に充当し、残額が生じた場合は平成26年9月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、株式会社インタラックは、主として学校向けALT(外国語指導助手)配置事業を行なう会社であり、グローバル関連事業の強化を図ることを目的として平成26年4月30日付で子会社化を行なっております。詳細については、後記「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク及び配当政策について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月26日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「配当政策」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月26日）までの間において変更が生じております。以下の内容は、当該「配当政策」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下「配当政策」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年5月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

以下において、当企業グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については積極的な情報開示の観点から記載しております。当企業グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に対する投資判断は本稿以外の記載項目も併せて慎重に行われる必要があると考えております。尚、本文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年5月26日）現在において当企業グループが判断したものであります。

#### 1. 個人情報漏洩等が発生した場合の影響について

当企業グループは事業特性上、ビジネス部門・コンシューマー部門共に多数の個人のお客様情報をお預かりしております。こうした個人情報の取扱いにつきましては、平成15年5月に個人情報保護法が公布・施行されたのに続き、平成17年4月に完全施行されたことにより今後更に取扱いに注意が必要となります。当社は、平成17年2月にプライバシーマークを取得して以降、プライバシーマーク更新のための監査に対応しつつ、個人情報の取扱いに関する社内の整備、定期的な社内研修を実施し、情報管理の強化とその取扱いに十分な注意を払ってまいりました。

しかしながら、不測の事態が原因で個人情報が外部に漏洩し、情報主体ないしは顧客企業等に被害が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当企業グループの業績および財務状況に影響を受ける可能性があります。

#### 2. 知的財産権が侵害された場合の影響について

当企業グループの事業においては、ビジネス部門・コンシューマー部門共に著作権・商標権などの知的財産権の確保が事業遂行上重要になります。当企業グループでは、商標権の取得や著作権の明示等、更には自社ブランドの確立及び堅持によってできる限り自身が開発した独自の技術・ナレッジ・ノウハウなどの保護・保全に努めておりますが、悪意性の高い第三者によるサービスの模倣がなされた場合、当企業グループの営業展開に支障をきたし、業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 3. 特定の人物への依存について

当社の代表取締役である小笹芳央は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役を務めております。当社におきましては、優秀な人材の採用・育成を始め、サービスの標準化等を推進することにより、一個人の属人性に依存することのない組織的な事業経営体制を構築しておりますが、現在の当企業グループ全体のブランド形成という側面におきまして、同氏は重要な役割を果たしております。当該側面におきましても組織的な形成を実現すべく、新たに坂下英樹を代表取締役社長に選任する等の体制強化を図っておりますが、何らかの理由により小笹芳央が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業推進等に影響を与える可能性があります。

#### 4. M & Aについて

当企業グループは、新領域への展開や新商品サービスのラインナップ拡充等による事業拡大を図るために、M & Aを重要な経営戦略の一つとして考えております。M & Aを行う場合は対象企業の財務内容や契約関係等について綿密なデューデリジェンスを行うことにより極力リスクを回避するよう努めておりますが、買収後において、偶発債務や未認識の債務が発生する可能性は否定できません。

M & Aによる事業展開においては、経済状況や業界環境の変化等によって当初想定したシナジーや事業拡大の成果が得られない可能性があります。加えて、新規の事業領域に関しては、M & A対象企業の事業固有のリスクが追加される可能性があります。また、のれんが発生する場合にはその償却額を超える収益が獲得できることを前提としておりますが、当初想定していた計画に対し十分な成果が得られなかった場合、のれんに係る減損損失の発生等によって、当企業グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (株式会社インタラックの買収について)

当社は、平成26年4月30日に、ALT配置事業（ ）を中心に展開する株式会社インタラック（以下、「インタラック社」という。）の全株式を取得（取得価格：5,107百万円）し、インタラック社を同社子会社4社と共に子会社化しております。当社は、インタラック社を当企業グループに取り込むことによりグローバル関連事業の強化を図るとともに、既存事業とのシナジーによる業容拡大を図る方針であります。インタラック社の事業において業界環境の急激な変化等が起こった場合、今後の事業展開について当企業グループの想定通りに推移する保証はありません。

当社連結財務諸表においては、平成26年12月期第2四半期よりインタラック社について連結を行う予定であり、インタラック社の過年度業績等の概要は以下の通りです。また、今回の株式取得により4,447百万円のものれん発生を予定しております。これにはインタラック社が保有し、償却しているのれんが949百万円含まれており、同社連結に際して3,498百万円のものれんが増加いたします。これらの事象により、当社連結財務諸表において一定の影響が生じることが想定され、投資者の投資判断に際しては留意が必要であるものと認識しております。

##### [インタラック社の連結業績等]

(単位：千円)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高	9,217,306	9,184,339	9,396,855
連結営業利益	119,281	8,122	368,472
連結経常利益	123,596	10,861	268,193
連結当期純損益	32,790	35,277	111,827
連結総資産額	2,812,991	2,601,636	2,697,019
連結純資産額	1,727,889	1,520,705	1,514,551

(注) 1 上記数値についてはあらた監査法人の監査は受けておりません。

(注) 2 インタラック社は平成26年3月期末時点で949百万円のものれんを連結貸借対照表に計上しております。上記連結業績等の数値には、のれん及びその償却が含まれております。

ALT配置事業... “若年層のグローバル人材育成”を目的とし、全国の都道府県・市町村の教育委員会を通じて、主に小・中学校へ外国語指導助手（ALT:Assistant Language Teacher）の配置を行う事業

#### 5. 法的規制等について

当企業グループは、派遣業法や特定商取引法等の各種法規制の影響を受ける事業を一部保有しております。当企業グループが何らかの理由によりこれらの法規制に抵触した場合や、今後、法規制に新たな制定や重要な変更が生じた場合は、事業活動等に影響が生じる可能性があり、当企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 6．教室等の設備及び敷金保証金について

当企業グループのスクール事業において開設する教室は、土地・建物を取得せず賃借しております。賃借人の経済状況によっては、敷金及び保証金の一部又は全部を回収できない可能性があります。また、当企業グループの事業戦略上閉校を決定した場合、中途解約による違約金が発生する可能性があります。その他、収益性の低下等が認められた場合には、教室の設備や敷金保証金の減損処理が必要となる場合があります。当企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 7．業績の季節的偏重について

当企業グループにおいては、新卒採用に係る投資及びコンシューマー部門における広告宣伝費が上半期に集中する傾向にあることに加え、総じて第3四半期の売上高が他の四半期と比較して若干少ないことが影響し、当企業グループの営業利益は第4四半期に集中する傾向が生じております。また、平成26年4月30日に全株式を取得したインタラック社についても、過年度においては学校の休暇スケジュールの影響によって営業利益が10月から12月（当企業グループの第4四半期に相当）に集中する傾向が生じております。平成26年12月期第2四半期よりインタラック社について連結を行う予定であり、今後においても季節的偏重が生じる可能性があります。

## 8．人材の確保及び育成について

当企業グループの事業においては優秀な人材の確保が重要であり、創業以来、優秀な人材の採用・育成を経営の重要テーマとして一貫して注力して参りました。加えて、サービスのパッケージ化を進め、特定の人材への依存を排除する取り組みを実施してきたことにより、現時点で人材確保に関して重大な支障は生じていないものと認識しております。しかしながら、今後において人材の確保及び育成が計画通り進捗しない又は在籍する人材の多くが流出する等の状況が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大に制約が生じる可能性があります。当企業グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 〔配当政策〕

当社は、当該期の業績、今後の経営環境、投資計画などを総合的に勘案の上、株主に対するより積極的かつ長期安定的な利益還元を行っていくことを配当の基本方針としております。内部留保金につきましては、事業の拡大と効率化に向けたM&A、人材、設備への投資に充当し、業容拡大、企業価値向上に努めてまいります。また、剰余金の配当の回数については、機動的な株主還元ができるよう、年4回の四半期配当を導入してまいります。配当金の決定機関は取締役会であります。

第14期連結会計年度においては、平成25年5月1日付けにて普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を、平成25年12月1日付けにて普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を行い、また第4四半期に20%の増配を行った結果、第1四半期に300円、株式分割後の第2四半期に150円、第3四半期に150円、株式分割かつ増配後の第4四半期に90円、年間配当690円を実施いたしました。

第15期連結会計年度につきましては、平成26年4月1日付けにて普通株式1株につき100株の割合をもって分割する株式分割を行い、第1四半期に0.90円の配当を決議しております。また、第2四半期に増配を行なう予定であるため、増配後の第2四半期以降は1.10円、年間配当金4.20円を予定しております。

基準日が第14期連結会計年度及び第15期連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成25年5月10日 取締役会決議	72,660	300
平成25年8月9日 取締役会決議	72,660	150
平成25年11月8日 取締役会決議	72,660	150
平成26年2月14日 取締役会決議	87,192	90
平成26年5月9日 取締役会決議	87,192	0.90

（注）記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）の提出日（平成26年3月17日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月26日）までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下の通りであります。

（平成26年3月17日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

当社は、平成26年3月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成26年3月15日

（2）決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として小笹芳央、坂下英樹、大野俊一を選任する。

## 第2号議案 定款一部変更の件

以下のように変更するものとする。

従来の定款	変更後
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第20条（条文省略）</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第43条（条文省略）</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。</p> <p>(単元株式数) 第6条の2 当社の単元株数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第6条の3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第7条～第20条（条文省略）</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第43条（条文省略）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 第6条（発行可能株式総数）の変更並びに第6条の2（単元株式数）及び第6条の3（単元未満株式についての権利）の新設の効力発生日は、平成26年4月1日とする。本附則は、平成26年4月1日をもってこれを削除するものとする。</p>

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役3名選任の件					
1. 小笹 芳央	748,901	3,075	0	(注) 1	可決 99.6
2. 坂下 英樹	748,997	2,979	0	(注) 1	可決 99.6
3. 大野 俊一	748,529	3,447	0	(注) 1	可決 99.5
第2号議案 定款一部変更の件	749,396	0	0	(注) 2	可決 100.0

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## (平成26年5月9日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成26年3月29日開催の取締役会において決議し、平成26年4月30日付にて株式会社インタラックの株式を100%取得し、同社及びその子会社4社を子会社化いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 取得対象子会社の概要

商号	株式会社インタラック(非上場)		
本店所在地	東京都千代田区富士見2-14-36		
代表者の氏名	代表取締役 松本清一		
資本金	9,750万円(平成26年5月9日現在)		
事業の内容	1) 学校向けALT配置事業 2) 法人向け語学研修事業 3) 人材紹介・派遣事業 4) その他外国語関連教育事業 など		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各連結会計年度の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産(千円)	1,727,889	1,520,705	1,514,551
総資産(千円)	2,812,991	2,601,636	2,697,019
売上高(千円)	9,217,306	9,184,339	9,396,855
営業利益(千円)	119,281	8,122	368,472
経常利益(千円)	123,596	10,861	268,193
当期純利益(千円) (は当期純損失)	32,790	35,277	111,827

当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と当該会社間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社間には特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社間には特筆すべき取引関係はありません。

(注) 「取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の経営成績及び財政状態」につきましては、あらた監査法人の監査は受けておりません。

## (2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、創業以来、基幹技術「モチベーションエンジニアリング」を用いた対企業向けのコンサルティングサービスを展開し、「従業員のモチベーションを成長エンジンとする会社=モチベーションカンパニー」創りに貢献してきました。モチベーションを切り口とした独自のコンサルティングと実効性の高い研修プログラムは多くのお客様からの支持を受け、現在1,600社以上の企業に導入頂いております。また、2011年度の株式会社アピバ(現 株式会社リンクアカデミー)の株式取得を皮切りに、対個人向けのサービスを強化し、「主体的にキャリアを形成する自立した個人=アイコンパニー」を世の中に輩出するために、個人のスキル開発に関する各種サービスを提供しております。

一方、株式会社インタラック(以下 インタラック社)は、1972年に創業し、法人向け語学研修事業で着実に実績を重ねてきました。1990年代半ばに、業界で先駆けてALT(外国語指導助手)配置事業をスタートさせ、現在はALT配置事業を営む民間企業の間では業界NO.1の地位を築いております。これまでの事業展開の中で培われた語学指導ノウハウや、外国人の採用力及び労務管理力はインタラック社の貴重な財産となっております。

本件子会社化により、リンクアンドモチベーショングループはグローバル関連事業の展開を推し進めます。具体的には、法人向けに対して、グローバル人材の育成事業を加速させます。現在、連結子会社である株式会社リンクグローバルソリューションにて、異文化コミュニケーション研修を柱としたグローバル人材育成サービスを提供していますが、今回の統合により語学研修や海外派遣型研修などソリューションラインナップを拡充させることが可能になります。それによりワンストップでグローバル人材育成サービスの提供を実現してまいります。さらには、日本での就労を希望する外国人との接点(約3万人)を活用することで、教育関連事業や接客サービス事業における人材紹介・派遣事業も展開できるものと考えております。一方、個人向けには現在、株式会社リンクアカデミーにて、アピバイングリッシュというブランドにてTOEIC講座を販売中ですが、今回の子会社化により、グローバル人材力向上に向けてインタラック社の講師リソースを活用したワンストップでの語学サービスの提供が可能になります。

インタラック社は、既にALT配置事業においてトップシェアを占めており、かつ、ALT配置市場は、2013年12月に発表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」に基づき、拡大していくことが予想されます。これまでの事業にリンクアンドモチベーショングループの組織運営ノウハウが加わればさらなる事業拡大の可能性も高まるものと考えております。

リンクアンドモチベーショングループは、インタラック社の既存事業において着実に存在感と収益を高めつつ、新たな経営体制のもと更に事業展開を推進していくことで、これまで以上にモチベーションカンパニー創り、アイコンパニー創りを推し進めてまいり所存です。

## (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式の取得価格の売買代金として5,107百万円になります。

(平成26年5月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社インタラック

住所 東京都千代田区富士見2-14-36

代表者の氏名 代表取締役 松本清一

資本金 9,750万円(平成26年5月9日時点)

事業の内容 1) 学校向けALT配置事業

2) 法人向け語学研修事業

3) 人材紹介・派遣事業

4) その他外国語関連教育事業 など

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 個

異動後 1,495,750,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、株式会社インタラックの株式取得より、同社の子会社化を行いました。当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当し、当該子会社は当社の特定子会社に該当する事となったためであります。

異動の年月日 平成26年4月30日

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月13日

株式会社リンクアンドモチベーション  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクアンドモチベーションの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンクアンドモチベーション及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リンクアンドモチベーションの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社リンクアンドモチベーションが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年3月13日

株式会社リンクアンドモチベーション  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクアンドモチベーションの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンクアンドモチベーションの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月7日

株式会社リンクアンドモチベーション  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクアンドモチベーションの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リンクアンドモチベーション及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成26年4月30日に、株式会社インタラックの発行済株式の100%を取得した。これに伴い、同社は会社の連結子会社となった。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、金融機関より借入を行っている。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。